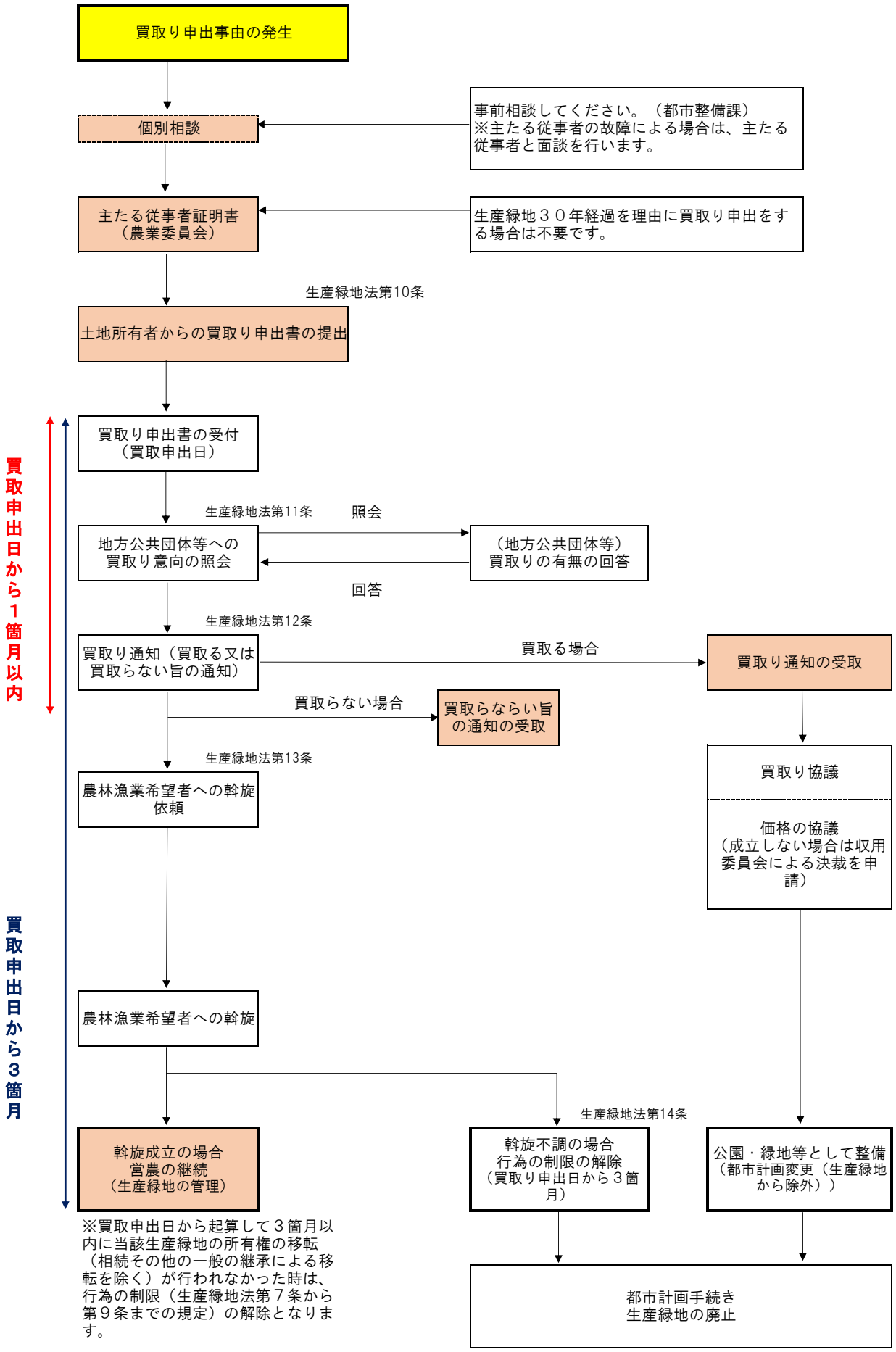
買取り申出事由の発生
個別相談
事前相談してください。（都市整備課）
※主たる従事者の故障による場合は、主たる従事者と面談を行います。
主たる従事者証明書（農業委員会）
生産緑地３０年経過を理由に買取り申出をする場合は不要です。
生産緑地法第10条
土地所有者からの買取り申出書の提出
買取り申出書の受付（買取申出日）
買取申出日から１箇月以内
生産緑地法第11条
照会
地方公共団体等への買取り意向の照会
（地方公共団体等）買取りの有無の回答
回答
生産緑地法第12条
買取り通知（買取る又は買取らない旨の通知）
買取る場合
買取り通知の受取
買取らない場合
買取らない旨の通知の受取
買取り協議
価格の協議（成立しない場合は収用委員会による決裁を申請）
生産緑地法第13条
農林漁業希望者への斡旋依頼
買取申出日から３箇月
農林漁業希望者への斡旋
生産緑地法第14条
幹旋成立の場合 営農の継続（生産緑地の管理）
幹旋不調の場合 行為の制限の解除（買取り申出日から３箇月）
公園・緑地等として整備（都市計画変更（生産緑地から除外））
※買取申出日から起算して３箇月以内に当該生産緑地の所有権の移転（相続その他の一般の継承による移転を除く）が行われなかった時は、行為の制限（生産緑地法第７条から第９条までの規定）の解除となります。
都市計画手続き 生産緑地の廃止